

○柏市立学校施設開放規則

昭和63年4月30日

(教)規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、[社会教育法\(昭和24年法律第207号\)第44条](#)及び[スポーツ基本法\(平成23年法律第78号\)第13条](#)の規定により、柏市立の小学校、中学校及び高等学校の教室、図書室、運動場、体育館、武道場及びプール(附帯設備を含む。以下「学校施設」という。)を市民の社会教育活動及びスポーツ活動のための利用に供する事業(以下「開放事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(平16教委規則4・平23教委規則9・平24教委規則8・一部改正)

(開放施設)

第2条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、年度ごとに、開放事業により利用させる学校施設(以下「開放施設」という。)を指定するものとする。

(平16教委規則4・全改)

(運営委員会)

第3条 開放事業を円滑に運営するため、開放事業を実施する小学校、中学校及び高等学校(以下「開放校」という。)ごとに学校施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- (1) 開放校の教職員
- (2) 開放校のPTA役員
- (3) 開放校の通学区域内の社会教育団体、青少年団体、スポーツ団体等の代表者
- (4) スポーツ推進委員
- (5) その他委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営委員に、運営委員長を置き、委員の互選により定める。

5 運営委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表するとともに、会議の議長となる。

6 運営委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 開放事業に関する広報
- (2) [第6条第1項](#)の利用団体登録申請書の受付
- (3) [第7条第1項](#)の利用申請書の受付
- (4) 開放施設を利用するものに対する連絡
- (5) 開放事業の実施に係る報告書の作成
- (6) その他開放事業の運営に関し必要な事務

(平6教委規則7・平16教委規則4・平23教委規則9・平24教委規則8・一部改正)

(開放日及び開放時間)

第4条 開放施設において開放事業を実施する日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。以下「開放日」という。)及び時間(以下「開放時間」という。)は、[別表](#)のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、開放日及び開放時間の変更をすることができる。

2 [前項](#)の変更をするとき、委員会は、運営委員会の意見を聴くことができる。

(平16教委規則4・全改、平24教委規則8・一部改正)

(利用者の範囲)

第5条 開放施設(プールを除く。)を利用できるものは、社会教育活動又はスポーツ活動を行うことを目的とする団体であって、あらかじめ委員会の登録の決定を受けたもの(以下「登録団体」という。)とする。

(平6教委規則7・平16教委規則4・一部改正)

(登録)

第6条 [前条](#)の登録を受けようとする団体は、利用団体登録申請書を開放校の運営委員会を通じて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、[前項](#)の規定による登録の申請があったときは、当該登録の可否を決定するものとする。

3 委員会は、[前項](#)の規定により登録の決定をしたときは、当該登録の決定を受けた団体に利用団体登録証を交付するものとする。

(平6教委規則7・平16教委規則4・一部改正)

(利用の申請及び許可)

第7条 登録団体が開放施設(プールを除く。)を利用しようとするときは、利用申請書を開放校の運営委員会を通じて委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、[前項](#)の規定による利用の申請があったときは、当該利用の可否を決定するものとする。
- 3 [前項](#)の決定をするときは、委員会は、運営委員会の意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、[第2項](#)の規定により利用の許可をしたときは、当該許可を受けた登録団体に利用許可書を交付するものとする。
- 5 開放施設(プールに限る。)の利用をしようとするものは、当該利用をしようとする日に、利用者名簿を提出することにより、委員会に当該利用の申請をし、許可を受けなければならない。
(平6教委規則7・平16教委規則4・一部改正)

(管理指導員等)

第8条 委員会は、開放事業を適正かつ効果的に実施するため、開放校ごとに管理指導員を置くことができる。

- 2 管理指導員は、運営委員会の推薦に基づき委員会が委嘱する。
- 3 管理指導員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 管理指導員は、開放施設(プールを除く。[第6項](#)において同じ。)の管理並びに利用者の安全確保及び指導に当たる。
- 5 管理指導員を置かない開放校(以下「自主管理開放校」という。)の登録団体は、登録団体ごとに管理責任者1人を選出しなければならない。
- 6 管理責任者は、開放施設の鍵、用具等の管理その他委員会が別に定める管理を行うものとする。
- 7 自主管理開放校の運営委員会は、総括管理責任者1人を指名しなければならない。ただし、管理責任者が1人のみである自主管理開放校にあっては、この限りでない。
- 8 総括管理責任者は、委員会並びに自主管理開放校の運営委員会及び他の管理責任者との連絡調整その他委員会が別に定める業務を行うものとする。

(平6教委規則7・平24教委規則8・平25教委規則10・一部改正)

第9条 削除

(平6教委規則7)

(遵守事項等)

第10条 開放施設を利用するものは、管理指導員その他の職員、管理責任者及び総括管理責任者の指示に従わなければならない。

- 2 委員会は、[この規則](#)に違反する利用者に対し、利用の中止又は禁止を命じることができる。

(平6教委規則7・平16教委規則4・平25教委規則10・一部改正)

(補則)

第11条 [この規則](#)に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 [この規則](#)は、昭和63年5月1日から施行する。
(柏市立学校体育施設開放に関する規則の廃止)
- 2 柏市立学校体育施設開放に関する規則(昭和53年柏市教育委員会規則第11号)は、廃止する。
附 則(平成6年教育委員会規則第7号)
この規則は、平成6年5月1日から施行する。
附 則(平成10年教育委員会規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成16年教育委員会規則第4号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(柏市教育委員会行政組織規則の一部改正)
- 2 柏市教育委員会行政組織規則(昭和54年柏市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1第1項の表社会教育課の項中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。
7 学校施設の開放事業(教室及び図書室に係るものに限る。)に関する事。
別表第1第1項の表体育課の項第9項を次のように改める。
9 学校施設の開放事業(運動場、体育館及びプールに係るものに限る。)に関する事。
附 則(平成17年教育委員会規則第11号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(柏市教育委員会行政組織規則の一部改正)

- 2 柏市教育委員会行政組織規則(昭和54年柏市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1第1項の表スポーツ課の項第12項中「体育館」の次に「, 武道場」を加える。

附 則(平成23年教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年教育委員会規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教育委員会規則第10号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年教育委員会規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第4条第1項)

(平6教委規則7・追加, 平10教委規則6・平16教委規則4・平17教委規則11・平24教委規則8・平26教委規則5・一部改正)

1 小学校

開放施設	開放日	開放時間	
		5月から10月まで	11月から翌年4月まで
教室 図書室	土曜日及び日曜日並びに委員会が指定する日	午前9時から午後5時まで	
運動場	土曜日, 日曜日, 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日及び長期休業日	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで
体育館	土曜日, 日曜日, 国民の祝日に関する法律 に規定する休日及び長期休業日	午前9時から午後5時まで	
プール	夏季休業日(柏市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年柏市教育委員会規則第1号)第19条の2第2号 に定める夏季休業日をいう。以下同じ。)のうち委員会が指定する日	午前9時から午後5時まで	

備考 「長期休業日」とは、夏季休業日並びに[柏市立小学校及び中学校管理規則第19条の2第1号](#)に定める学年始め休業日, [同条第3号](#)に定める冬季休業日及び[同条第4号](#)に定める学年末休業日をいう。

2 中学校

開放施設	開放日	開放時間
体育館 武道場	委員会が指定する日	午後6時から午後9時まで

3 高等学校

開放施設	開放日	開放時間
体育館	委員会が指定する日	午後7時から午後9時まで